

履修科目登録上限適用除外の申請について

下記内規の2に該当し、令和2年度に履修科目の登録の上限を超えて履修登録することを希望する学生は、「履修科目登録上限適用除外申請書」及び「成績一覧表」を**令和2年5月7日（木）17時まで**に文学部教務学生係へメールに添付し、送付してください。（文学部教務学生係メールアドレス：lkyomu@lit.kobe-u.ac.jp）

※「履修科目登録上限適用除外申請書」は[こちら（Word様式）](#)

※「成績一覧表」は各自、教務情報システム「うりぼーネット」の成績修得情報を確認のうえ、令和元年度の成績が「秀」または「優」の科目をExcel等（様式任意）に入力し一覧表を作成してください。

※今回申請し忘れた場合は、内規の条件を満たしていても履修上限適用除外とすることはできませんので注意してください。

履修科目の登録の上限の取扱いに関する内規

- 1 教育職員免許状取得に関する科目のうち、教職に関する科目及び学芸員資格取得に関する科目の単位は、文学部規則第7条に規定する履修科目の登録の上限単位数には含めない。（「合格」科目も含めない。）
- 2 **前年度に38単位以上を修得し、その修得した単位数の3/4以上が秀又は優**である学生については、履修科目の登録の上限を超えて登録することを認める。

【参考】

神戸大学文学部規則

（履修科目の登録の上限）

第7条 教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、54単位とする。

2 前条の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

【補足】

履修上限除外者も、うりぼーネット上で履修登録できるのは年間54単位までです。履修上限除外者は、**後期の履修登録時に**、上限を超える分の科目を教務学生係に申し出てもらい、教務学生係で登録を行います。

詳細は、履修上限適用除外者に決定した方へメールにてお知らせいたします。